

ライフスポーツ応援ふるさと納税寄付について

Q1 寄付金は減税になるのですか？

A1 自己負担額の 2,000 円を除いた全額が所得税及び個人住民税から控除されます。実質 2,000 円だけのご負担です。

(寄付を控除できる上限額は[総務省ふるさと納税ポータルサイト](#)をご覧ください)

例えば、

給与所得 500 万円 妻と共働きのケースでご説明します。

支払う税金は年間約 38 万円です。 内訳は、

所得税 14 万円 + 住民税 24 万円 = 38 万円

「新宿区の日ラ応援」ふるさと納税を 6 万円した場合、

支払う金額の総額は年間約 38 万 2 千円になります。 内訳は、

税金 32 万円+ふるさと納税 6 万円 (寄付金) +2 千円 (自己負担)
=38 万 2 千円 です。

Q2 年金収入も減税になるのでしょうか？

A2 はい。年金収入も（給与所得と同様に）金額に応じた上限額まで寄付が控除できます。

Q3 日本ライフル射撃協会にはメリットがあるのですか？

A3 大きなメリットがあります。皆様の寄付額の70%が補助されます。今年は112万円の補助をいただきました。
大切な活動財源になります。

Q4 加盟団体のメリットはありますか？

A4 あります。加盟団体に対し、協会が受けた補助金の50%を限度に還付します。今年は52万を加盟団体に還付します。

（今年の加盟団体別還付金額表はQAの最後をご覧ください）

Q5 返礼品はありますか？

A5 ふるさと納税には返礼品がつきものです。

しかし、皆様にお願ひする「ライフルスポーツ応援ふるさと納税寄付」は、ライフル射撃競技の普及、ジュニア育成、のための資

金をご支援いただくためのふるさと納税です。そのためライフル射撃協会からの返礼品はありませんが、詳しくは加盟団体にお問い合わせください。

Q6 申し込み手続きはどうすればよいですか？

A6 「申込方法」をご覧ください

Q7 税金を控除する手続きは必要ですか？

A7 必要です。「申込方法」をご覧ください。

所属都道府県	寄附額	新宿区からの 支援金額	加盟団体還付額
茨城県	50,000	35,000	17,500
栃木県	100,000	70,000	35,000
千葉県	20,000	14,000	7,000
東京都	670,000	469,000	234,500
長野県	20,000	14,000	7,000
大阪府	70,000	49,000	24,500
広島県	60,000	42,000	21,000
沖縄県	500,000	350,000	175,000
その他	110,000	77,000	0
総計	1,600,000	1,120,000	521,500